

東広島市パートナーシップ宣誓制度に係る対象者の要件について

項目	内容	理由
制度の目的	全ての人々が人権の意義や重要性について理解を深め、自己の人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、多様性を認め合いながら、一人の人間として自分らしく生きることができるとする社会の実現を目的とする。	本市は、第五次東広島市総合計画及び東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画の人権尊重の理念と、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指すSDGsの基本理念に基づき「パートナーシップの宣誓」に係る取扱いについて必要な事項を定める。 また、当該制度は、法的な権利の発生や義務付けを伴うものではないため、対象者となるための要件や手続について要綱で定める。
パートナーシップの定義	一方又は双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係	<p>事実婚は、性的マイノリティと同様に税の配偶者控除が適用されない、法定相続人になれないなどの制限はあるが、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるほか、遺族年金の受給が可能であるなど、法律上明文化され、一定の関係性が認められていることから、現行法の枠組みでは対応できない性的マイノリティのみを制度の対象とする。</p> <p>また、トランスジェンダーやXジェンダーなど、様々なケースのカップルが考えられることから、戸籍上同性のカップルに限定しない。</p> <p>民法第752条に夫婦の同居、協力及び扶助の義務が規定されている。 当該制度は婚姻関係に準じた制度であることから、同規定と同様の内容とするが、同居義務は倫理的な規定であり、強制力はなく、実態として仕事や学校、親の介護等、やむを得ない事情により別居する場合もある。また、同性カップルの中には周囲に隠していることなどから同居することができない方々もいるという実態もあり、同居を要件としていない自治体が大半である。 このため、同居要件については規定せず、協力及び扶助要件について、日常生活において相互に協力し合うこと（日常生活における経済的・物理的・精神的な協力）を規定する。</p>
性的マイノリティの定義	性的指向や性自認のあり方が少数派である者	性的指向や性自認のあり方が多数派でない、多様な性自認や性的指向を有する者を対象とする。
年齢	双方が民法に規定する成年に達していること	本人の意思を尊重する制度であることから、法律行為を行う際に法定代理人の同意が不要となる成年以上とする。 なお、成年とは、18歳。改正民法の施行による（2022年4月1日）。
住所	いずれか一方が市内に住所を有し、又は、宣誓の日から原則として14日以内に市内への転入を予定していること	本市は近隣市町と経済面や生活面で深く結びついているため、一方が近隣市町に居住していることも想定され、また、単身赴任や親の介護など、やむを得ない理由で別居していることも考えられる。「様々な理由で、遠距離で暮らしているカップルも多い。より使いやすい制度となるよう検討してもらいたい。」と他市の当事者団体から声もあったことから、県内で実施しているども市町も、いずれか一方が市内に住所を有している

項目	内容	理由
		<p>ことを要件としていることから。</p> <p>また、本市への転入前に住居確保等の準備を行うことが想定されるため、転入予定者を対象者に含め、準備期間（引越し、転入手続等）を14日とする。</p>
配偶者の有無	双方に配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと	婚姻関係に準じた制度であることから、民法第732条に規定する重婚の禁止と同様の内容とする。
第三者とのパートナーシップ関係の有無	双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していないこと	<p>婚姻関係に準じた制度であることから、民法第732条に規定する重婚の禁止と同様の内容とする。</p> <p>なお、他の人とパートナーシップの関係であるかどうかは証明が困難であるため、他の人と「パートナーシップの関係でないこと」ではなく「宣誓していないこと」を要件とする。</p>
近親者等	<p>民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。</p> <p>ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。</p>	<p>婚姻関係に準じた制度であることから、民法第734条～第736条に規定する近親者間及び直系姻族の婚姻の禁止、養親子等間の婚姻の禁止と同様の内容とする。</p> <p>ただし、同性婚制度が認められていないわが国において、パートナーに法的保障を得させたいといった気持ちから、やむにやまれぬ選択として養子縁組制度を用いている現状を考慮すると、法的効力のない本制度を利用するために養子縁組を解消し、法的保障を放棄せよと求めることは、当事者に対して非常に厳しい対応であるといえる。この点を重視し、当事者の持つ生きづらさや不安を軽減し、安心感を持って自分らしく生活できることを応援するため、養子縁組していても宣誓できるものとする。</p> <p>なお、東京高裁判決（平成31年4月10日。平成29年（行コ）第246号）では、成年同士の養子縁組の関係は相当程度幅の広いものであり、同性愛関係を継続したいという動機が併存したとしても、その主要な目的として相続等の法的効果や、他方の治療実施に当たっての承諾をするなどの社会的効果の中核的な部分を享受しようとするときには認めるべきとしている。</p>

※その他（要綱上規定はないもの）

項目	内容	理由
外国籍	外国籍の者も対象とする。	配偶者がいないことについては、大使館等で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書で確認する。